

協議第 1 2 7 号

平成 1 7 年 月 日 確認

財産管理部会の事務事業詳細調整の協議について

財産管理部会の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 6 月 2 9 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整提案項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
5 財産管理部会	1 契約分科会	2	建設工事等の入札参加資格、業者選定等
		12	物品等に係る入札参加資格、業者選定等

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	財産管理	分科会名	契約
-----	------	------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
2 建設工事等の入札参加資格、業者選定等	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市の制度を基に、構成市町村の実情を踏まえ、新たな制度を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件付一般競争入札……………（設計金額1億5,000万円以上の工事等） ・公募型指名競争入札……………（設計金額1億5,000万円未満、一定金額以上の工事） ・地域公募型指名競争入札…（土木一式、建築一式、舗装及び管工事のうち、設計金額一定金額未満、130万円以上の工事） ・参加意思確認型……………（公募型及び地域公募型指名競争入札以外の工事等のうち、設計金額1億5,000万円未満、130万円以上の工事） ・随意契約……………（設計金額130万円未満の工事等）：各工事担当課による見積もり合わせ <p>一定金額：土木一式工事については当面5,000万円とし、段階的に2,500万円に引き下げる。建築一式、舗装及び管工事については、平成16年3月の登録後合併までに調整する。 入札参加資格の最低要件については、津市の例により調整する。（平成16年度中に業者に対し周知徹底を図る） 業者選定に関する基準については、原則として津市の基準を基に整理して統一する。 各市町村の各業種における登録状況及び指名状況等を的確に把握した上で、新市における各業種の指名基準等について検討を行う。 業者評価の基準については、津市の基準を基に整理して統一する。</p> <p>ただし、工事成績、施工体制点検からなる部分については、合併後一定期間経過後からの加味とする。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>新市が発注する工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は指名競争入札等を行うにあたり、建設業者等に必要な資格要件を設定し、競争入札等に参加させる建設業者等を公正に選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条件付一般競争入札 設計金額が1億5,000万円以上の工事等 (2) 公募型指名競争入札 土木一式、建築一式、ほ装、管、電気、塗装、防水、造園、内装仕上工事のうち、設計金額が1億5,000万円未満で一定金額以上の工事並びに測量、建築コンサルタントのうち50万円超の委託 (3) 地域公募型指名競争入札 土木一式、建築一式、ほ装、管、電気、塗装、防水、造園、内装仕上工事のうち、設計金額が一定金額未満で130万円超の工事 (4) 参加意思確認型指名競争入札 公募型及び地域公募型指名競争入札以外の指名競争入札工事等のうち、設計金額が1億5,000万円未満で130万円超の工事（委託は50万円超） (5) 随意契約 設計金額が130万円以下の工事（委託は50万円以下） (6) 特定建設工事共同企業体による競争入札 設計金額が5億円（建築一式：7億円）以上の建設工事で技術的難度が高いもの <p>上記（2）、（3）における「一定金額」については、次のとおりとする。 土木一式、建築一式工事においては当面5,000万円とし、段階的に2,500万円に引き下げる。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	財産管理	分科会名	契約
区 分	統一時期	調整結果	備 考
		<p>ほ装、管工事においては当面1,500万円とし、段階的に500万円に引き下げる。 電気、塗装、防水、造園、内装仕上工事においては当面1,000万円とし段階的に公募型指名競争入札に切り替える。</p> <p>地域公募型指名競争入札の地域条件については、次の優先順位に基づき、対象業者数が20を超えるよう順次拡大する。</p> <p>工事施工場所の所在旧市町村の区域（津市と香良洲町の区域は一体のものとして取り扱う。）に本店を有する当該工事の格付業者 の上位格付業者 工事施工場所の所在旧市町村が属するブロック（久居工事事務所管内のブロック、本庁管内の旧安芸郡のブロック又は津市・香良洲町のブロック）内の旧市町村の区域に本店を有する同ランクの格付業者 （当該ブロックにおいて、当該登録業者数が少ない旧市町村（同数の場合は、工事施工場所に近接する旧市町村）から順次加える。） の上位格付業者 他のブロックに拡大して と同様に拡大選定</p> <p>2 入札参加資格要件 （1）税の完納 （2）許可（登録） （3）技術者の配置 （4）経営事項審査における完成工事高（営業収入金額）</p> <p>3 業者選定 業者選定は、新市内に本店を有する業者を優先して選定する。 新市内本店業者のうち土木一式、建築一式、ほ装、管工事業者については、経営事項審査結果、前年度工事成績、指名停止期間及び施工体制点検結果による採点、さらに経営事項審査における完成工事高、技術者数を基に業者の格付を行い選定する。ただし、前年度工事成績、施工体制点検結果については、平成19年度からの加味とする。 上記の業種以外については、経営事項審査結果を基に業者の格付を行い選定する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	財産管理	分科会名	契約
区 分	統一時期	調整結果	備 考
12 物品等に係る入札参加資格、業者選定等	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市の基準を基に、各構成市町村の業者登録状況、指名状況等を踏まえ、新たな基準を作成する。 入札制度については、津市の基準を基に各構成市町村の内容を整理して統一する。 入札参加資格要件については、津市の例により調整する。 業者選定に関する基準等については、津市の基準を基に各構成市町村の業者登録状況、指名状況等を踏まえ整理して統一する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果 新市が発注する物品の売買や業務委託等に係る一般競争入札又は指名競争入札等を行うにあたり、必要な資格要件を設定し、競争入札等に参加させる業者を公正に選定する。</p> <p>1 入札制度 地方自治法施行令第167条又は第167条の2の規定に基づき、指名競争入札又は随意契約による契約とする。ただし、予定価格2,000万円以上の財産の買入れにおいては、条件付一般競争入札による契約とする。</p> <p>2 入札参加資格要件 (1) 税及び国保料の完納 (2) 資格（免許・許認可）...必要とされる場合のみ</p> <p>3 業者選定 業者選定は、新市内に本店、支店、営業所等を有する業者を対象とし、該当がない場合は、市外業者を選定する。 なお、各総合支所において発注する物件のうち下記のものについては、旧市町村における本店業者を優先的に選定することとする。</p> <p>(1) 各総合支所で購入する物件のうち、新市物品会計規則に定める契約事務代行物品表に基づく総合支所総務課長代行によるもの、単価契約以外の原材料及び賄材料の購入 (2) 各総合支所に係る業務委託のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の委託に係る随意契約の範囲</p>	